岐阜県公報

第三百四十一号
令和四年十月二十一日（金曜日）

目　次

規　則
○岐阜県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則　（生活衛生課）四二五ページ
告　示
○家畜伝染病予防法に基づく消毒の実施　（家畜防疫対策課）四二六
○道路の区域変更　（道路維持課）四二六
○急傾斜地崩壊危険区域の指定　（砂防課）四二六
○建築基準法に基づく道路の位置指定　（建築指導課）四二七
正　誤
○森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表中訂正　（森林経営課）四二七

規　則

岐阜県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月二十一日

岐阜県知事　古　田　肇

岐阜県規則第八十四号

岐阜県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県クリーニング業法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

七　過酢酸消毒（過酢酸濃度が百五十ppm以上の水溶液に摂氏六十度以上で十分間以上浸すもの又は過酢酸濃度が二百五十ppm以上の水溶液に摂氏五十度以上で十分間以上浸すものをいう。）

第三条第二項中「洗たく」を「洗濯」に改め、同項に次の一号を加える。

四　過酢酸濃度が百五十ppm以上かつ摂氏六十度以上の水溶液で十分間以上洗濯する方法又は過酢酸濃度が二百五十ppm以上かつ摂氏五十度以上の水溶液で十分間以上洗濯する方法

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報　毎週（火曜日金曜日）発行（休日に当たるときは翌日）　令和四年十月二十一日

告示

岐阜県告示第三百七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第十五条の規定により告示する。

令和四年十月二十一日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

二　実施する区域

県内全域の百羽（だちょうにあっては、十羽）以上を飼養する家きん飼養農場（消石灰による消毒又はこれと同等と認められる消毒方法を自ら実施するものを除く。）その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場

三　実施の期日

令和四年十一月七日から同年十一月二十五日まで

四　消毒方法

消石灰の農場内（飼育舎周囲及び農場外縁部）への散布

岐阜県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

岐阜県知事　古　田　　肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	白川福岡線	加茂郡白川町三川字恵釣り五一〇番一地先から同郡同町同字同五一九番五地先まで	前	一〇・四～二四・八	二七・八	
			後	八・二～三・三	二七・八	

岐阜県告示第三百七十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年十月二十一日

岐阜県知事　古　田　　肇

吉良見４

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱七号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標柱七号と標柱十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）

恵那市明智町吉良見

字萱掛

五三八番　一号
五三六番一四　二号
五三六番六　三号
五三三番二　四号
五三二番一四　五号
五四二番一　六号
五三三番一八　七号
五三三番三　八号
五三三番二　九号及び十号
五三四番　十一号
四七六番一　十二号
四七二番一　十三号
四七二番二六　十四号

字矢請

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和四年十月二十一日

岐阜県知事　古　田　肇

岐阜・西濃建築事務所長

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	指定年月日
瑞穂市牛牧字茶屋道一一五一番四	四・〇三	三四・九八	岐阜県指令岐西建築第一一三九号の一六	令和四・七・六
羽島郡笠松町米野字西起二六番四	四・三五	三三・二七	岐阜県指令岐西建築第一一三九号の一八	同　七・一五
本巣市上真桑字前清水二一三一番四及び二一二六番二の一部	六・〇〇	四一・五〇	岐阜県指令岐西建築第一一三九号の一七	同　七・二三
山県市大字東深瀬字笹倉四七二番四	五・〇〇	三四・九九	岐阜県指令岐西建築第一一三九号の一九	同　八・四
羽島市福寿町平方字中屋敷一八八番四及び同番五	五・〇〇～五・二	三〇・四九	岐阜県指令岐西建築第一一三九号の二〇	同　八・一六
揖斐郡大野町大字公郷字三ノ坪七三七番四	四・五〇	三四・九〇	岐阜県指令岐西建築第一一三九号の二一	同　九・七
羽島郡岐南町野中三丁目二三番四	七・〇五	三〇・九一	岐阜県指令岐西建築第一一三九号の二二	同　九・九
本巣市温井字川原田一七九番四	六・〇〇	四一・四八	岐阜県指令岐西建築第一一三九号の二三	同　九・三
瑞穂市十九条字境前四一〇番七及び同番二の一部	四・四七	三四・九〇	岐阜県指令岐西建築第一一三九号の二四	同　九・二七

中濃建築事務所長

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	指定年月日
加茂郡川辺町中川辺字能田二二一番三の一部及び二二二番九	六・〇〇	七七・六四	岐阜県指令中建築第二六号の四	令和四・八・一六
美濃加茂市牧野字筥岩二七七七番四	六・〇〇	三三・三三	岐阜県指令中建築第二六号の六	同　八・三
加茂郡坂祝町酒倉字山本一六六〇番九	六・〇〇	七一・二四	岐阜県指令中建築第二六号の五	同　八・二四
美濃加茂市森山町二丁目一四七番四	六・〇〇	四三・七六	岐阜県指令中建築第二六号の七	同　九・六

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

○正　誤

（原稿誤り）

令和四年十月七日号外㈠　森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表（岐阜県告示第三百六十二号）一頁下段後から十三行目中「大垣市、高山市」は、「大垣市」の誤り。

令和四年十月二十一日発行

発行者　岐　阜　県

岐阜市薮田南二丁目一番一号

発行所　岐　阜　県　庁

編　集　岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三―一　岐　阜　文　芸　社